

おくやみのしおり

高知市

【おくやみ手続きナビ利用案内】

二次元コードを読み取り、亡くなった方に係る質問にお答えいただると、必要な手続きを案内します。
冊子と併せてご活用ください。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/39201>



「おくやみのしおり」について

この度は心よりおくやみ申し上げます。

「おくやみのしおり」では、高知市民の方がお亡くなりになった後に必要となる諸手続きについて、ご案内します。

このしおりが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

高知市役所 おくやみ窓口担当

ご自身でおくやみ関係の必要なお手続きを確認する

おくやみのしおりを確認し来庁

★おくやみのしおりをお読みいただき
手続きのある担当窓口を確認してください
(7~10ページのチェックリストをご利用ください)

“ナビ”で必要な手続きを確認し来庁

★おくやみ手続き確認ナビ を使用
専用サイトで、
表示される質問にお答えいただくと
必要な手続きと担当窓口を案内します。

高知市公式ホームページ内
専用のリンクから
もしくは
右の二次元コードから
利用してください



3ページの来庁時に必要なものを確認し、
必要書類等をご用意のうえ、
4ページのフロアマップをご参考に各担当窓口を
ご自身でまわって、お手続きください

おくやみの手続きで不明点がありましたら以下までご連絡ください。

★お問い合わせ

おくやみ窓口担当 **088-821-9002**

ご案内時間：午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始除く）

★おくやみ窓口を利用して、必要な手続きや各担当窓口を
担当職員と一緒に確認されたい方は、次ページへ ⇒

各種お手続きの案内を おくやみ窓口を利用して確認する

事前予約をして来庁

予約受付期間：おくやみ窓口ご利用日の前日まで

★お電話予約

受付時間：8：30～17：00（土日祝・年末年始除く）

☎ 088-822-8111

（高知市コールセンター）

★インターネット予約

高知市公式ホームページの
おくやみ窓口予約ページのリンク

もしくは

右の二次元コードから
申し込みください



事前におくやみのしおりをお読みいただき
必要な手続き、書類等をご確認ください

必要書類等をご用意の上、ご予約時間に
本庁舎1階発券機の職員にお声がけください
※発券機職員がおくやみ窓口予約席へご案内します

必要な手続きを職員が一緒に
案内いたします
(所要時間目安45分程度)

事前予約しないで来庁

事前におくやみのしおりをお読みいただき
必要な手続き、書類等をご確認ください

必要書類等をご用意の上、
本庁舎1階までお越しいただき、
発券機で番号札をお取りください

※窓口の混雑状況により、おくやみ窓口ご利用までに
お時間をいただく場合があります（5分～30分程度）

※週明けや繁忙期には、1時間以上お待たせする場合
があるため、ご留意ください。

必要な手続きを職員が一緒に
案内いたします
(所要時間目安30分程度)

ご案内した各担当窓口を、ご自身でまわってお手続きください

※ご予約された時間に遅れる場合は、必ず事前に以下までご連絡ください。
なお、次の方の予約時間までのご案内となりますので予めご了承ください。

★お問い合わせ・お電話でのキャンセル・予約変更されたい方

おくやみ窓口担当 **☎ 088-821-9002**

ご案内時間：午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始除く）

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、以下のものは必要になることが多いのでお持ちの上ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

来庁される方の本人確認書類

- ◎写真付きのもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など）
- ◎写真付きのものがない場合（資格確認書等、介護保険証、年金手帳などあれば2点以上）

認印（相続人代表※の認印）

預貯金通帳、またはキャッシュカード（相続人代表・葬祭を行った方）

委任状（詳しくは57～58ページをご覧ください。）

亡くなった方のもの（お手元にあるものだけでかまいません）

●後期高齢者医療に加入の場合

葬祭費請求に必要な書類（会葬礼状・葬儀の領収書・埋火葬許可書等）

資格確認書等

●国民健康保険に加入の場合

葬祭費請求に必要な書類（会葬礼状・葬儀の領収書・埋火葬許可書等）

資格確認書等

●国民年金、厚生年金

◎年金を受給されている方で、年金事務所をご予約されている場合は必要ありません。

年金手帳または年金証書（振込通知ハガキなど基礎年金番号のわかるものでも可）

死亡診断書の写しまたは埋火葬許可書

●65歳以上の方、または40～64歳で要介護認定を受けている方

介護保険被保険者証、負担割合証、限度額認定証など

●身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方

身体障害者手帳、療育手帳

障害医療費受給者証など

●税金について、ご質問やご相談がある場合

納税通知書

●以下のものをお持ちの方

ひとり親家庭等医療費受給者証 印鑑登録証 長寿手帳

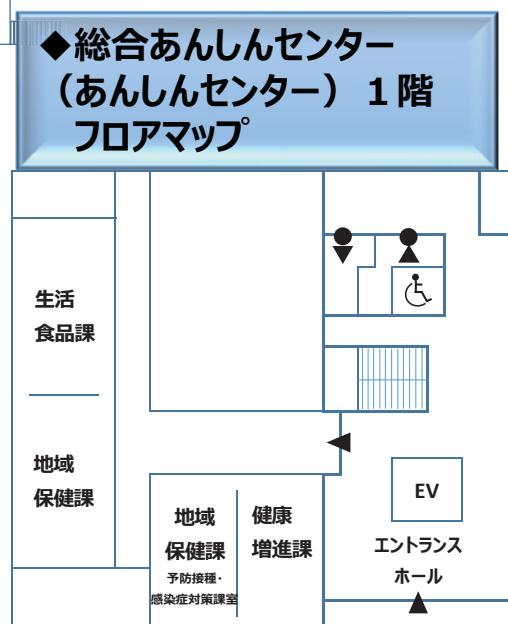
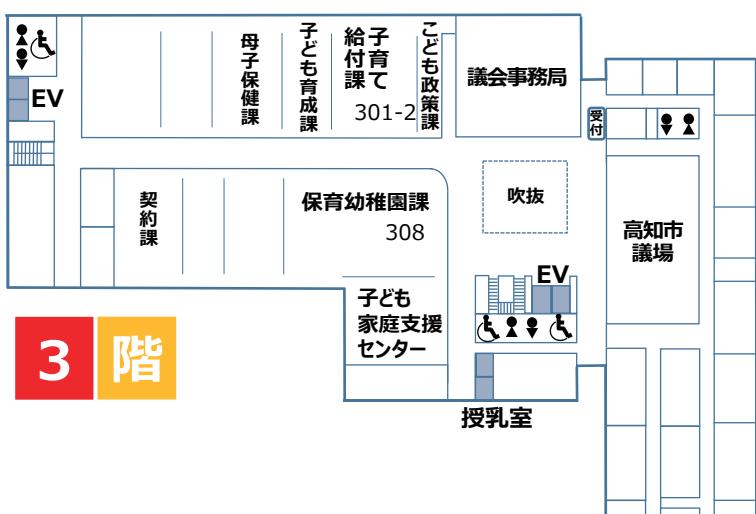
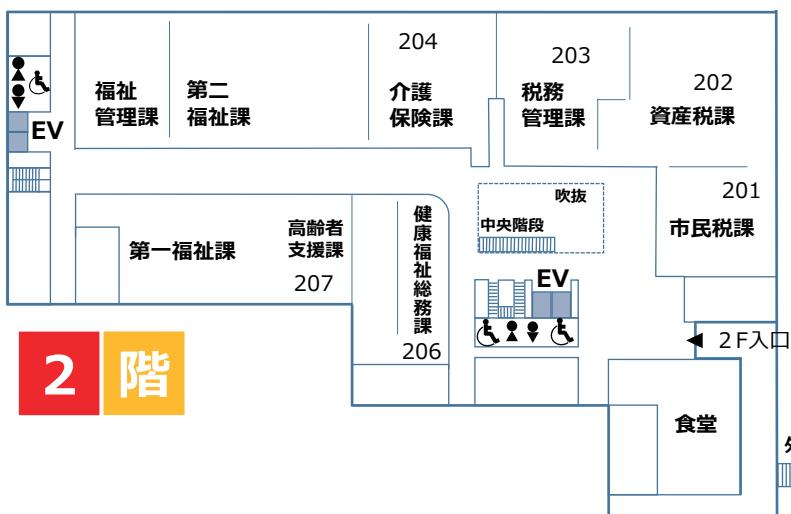
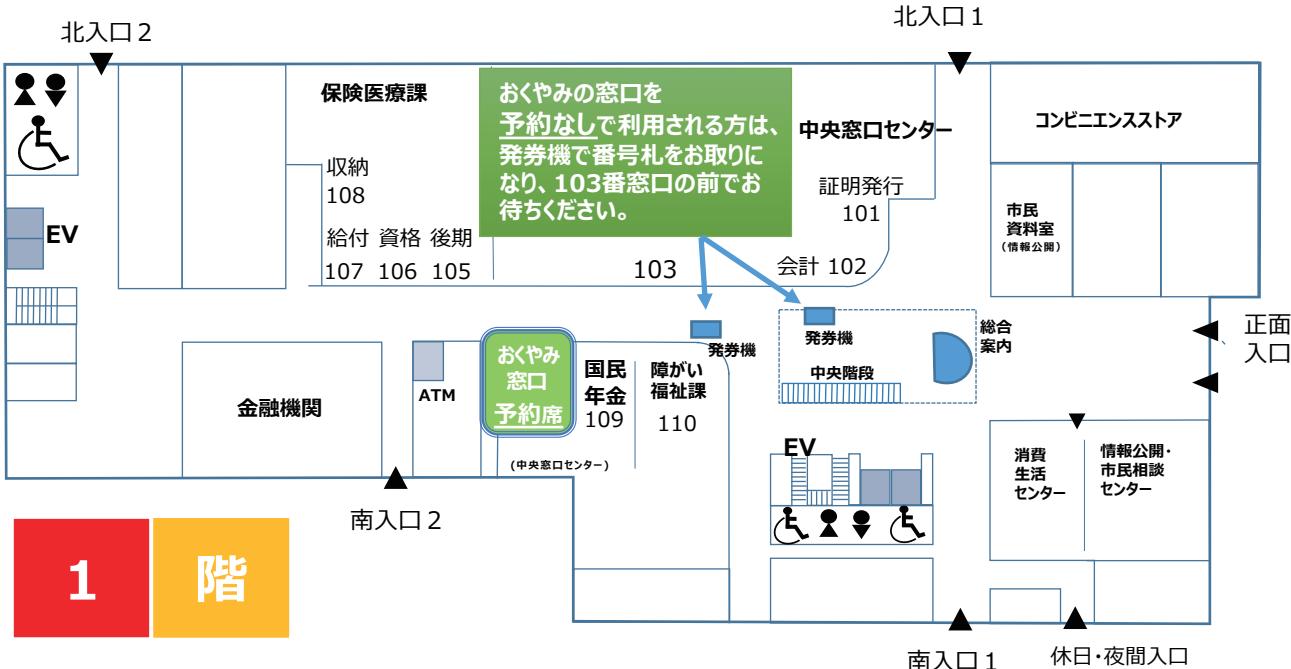
住民基本台帳カード（作成されている場合） その他、市役所から交付された証書類など

遺言書〔法定相続人以外の方が相続人になった場合、遺言書をお持ちください。〕

（自筆証書遺言は、検認済みのものに限る）

※相続人代表とは、法定相続人のうち、各種手続きの通知先として代表していただく方です。
所有権や相続割合等を決めるものではありません。

◆本庁舎 フロアマップ



身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	3ヶ月以内	4ヶ月以内
届出・手続き	<ul style="list-style-type: none">○相続放棄・限定承認等（51ページ参照）○世帯主変更・健康保険（12・19～21ページ参照）○年金関係の手続き（15～18ページ参照）○公共料金等の手続き（49ページ参照）	
税金		<ul style="list-style-type: none">○所得税の準確定申告（40ページ参照）

10ヶ月以内

1年以内

- 払戻・解約・名義変更等
(49・50ページ参照)
- 遺産分割協議

- 遺留分侵害額請求

- 相続税の申告
- 相続税の申告
・物納の申請

高知市で必要な手続きについては11ページから、担当窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

〈次ページ～〉

死亡に伴う各種手続き
チェックリスト

〈11ページ〉

必要な手続の
詳細について

〈48ページ～〉

高知市以外で
必要な手続の一覧

死亡に伴う各種手続きチェックリスト

(該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリストをもとに「おくやみのしおり」の参照ページを確認し、担当課・受付窓口に直接お問い合わせ、またはお手続きください。

おくやみ窓口をご利用の場合も、事前にこのチェックリストにご記入してお待ちいただくと、窓口でのご案内がスムーズにできますのでぜひご活用ください。

▼「はい」の場合は○、「いいえ」の場合は×、「わからない」場合は△をご記入ください。

項目	亡くなった方の情報	チェック欄 ○・×・△	参照 ページ	手続 完了日	市役所 本庁舎
遺言書・相続放棄等	公正証書遺言書を残していますか。		P.51	公正証書遺言書に従って相続手続きをしてください。	
	上記以外の『遺言書』を残していますか。			／	
	亡くなった方の相続人で、「相続の限定承認」や「相続放棄」をする予定の方はいますか。			まずは家庭裁判所にご相談ください。	
住民登録	死亡届は提出されましたか。		P.11	／	1階 103番
	3人以上の世帯の世帯主でしたか。 (いずれも15歳以上)		P.12	／	
	印鑑登録をしていましたか。			／	
	マイナンバーカードまたは マイナンバー通知カードをお持ちでしたか。			／	
	住民基本台帳カードをお持ちでしたか。		P.13	／	
	(外国籍の方) 在留カード・特別永住者証明書をお持ちでしたか。			／	
恩給弔慰金	恩給・戦没者弔慰金を受け取っていましたか。		P.14	／	1階 110番
	障がいのあった方で、日本年金機構から特別障害給付金を受け取っていましたか。			／	
給付金	障がいのあった方で、公的年金・生活保護いずれも受け取っておらず、高知市福祉給付金を受け取っていましたか。			／	
	まだ年金を受け取っていませんか。		P.15 P.16	／	
年金	年金を受け取っていましたか。		P.17 P.18	／	

項目	亡くなつた方の情報	チェック欄 ○・×・△	参照 ページ	手続 完了日	市役所 本庁舎
健康保険	高知市国民健康保険に加入していましたか。		P.19	/	1階 107番
	後期高齢者医療に加入していましたか。		P.20	/	1階 105番
	上以外の健康保険に加入していましたか。 (協会けんぽ、各共済組合、各健康保険組合、国保組合)		P.21	/	
介護・高齢	満65歳以上の方でしたか。		P.22 P.23	/	2階 204番 207番
	満40歳以上65歳未満の方で、要介護認定を受けていましたか。			/	
障がい福祉	障害者手帳をお持ちでしたか。	精神障害者手帳	P.28	/	あんしん センター 1階①番
		身体障害者手帳、療育手帳	P.24	/	
	障がいのサービスや医療助成を受けていましたか。		P.24～ P.28	/	1階 110番
指定難病	高知県の特定医療費受給者証(指定難病)をお持ちでしたか。		P.29	/	
	高知県の登録者証(指定難病)をお持ちでしたか。			/	
子ども	お子さまがいましたか。 または、ご本人が20歳未満の方でしたか。		P.30～ P.31	/	3階 301-2番 308番
自動車等	自動車やバイク等をお持ちでしたか。		P.33～ P.34	/	
不動産	固定資産(土地・家屋)をお持ちでしたか。		P.35～ P.36	/	
	農地・森林をお持ちでしたか。		P.37～ P.38	/	
税金	市・県民税、森林環境税が課税されていましたか。		P.39	/	2階 201番
	高知市に税金を納付書または口座引き落として納付していましたか。			/	2階 203番
	県税・国税について手続きや質問がありますか。		P.40	/	
	個人事業主でしたか。			/	

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

項目	亡くなった方の情報	チェック欄 ○・×・△	参照 ページ	手続 完了日	市役所 本庁舎
市営住宅	市営住宅・改良住宅・コミュニティ住宅にお住まいでしたか。		P.41	/	5階 503番
墓地	高知市有の墓地をお持ちでしたか。		P.42	/	5階 512番
上下水道	上下水道の契約者でしたか。		P.43	/	
	下水道受益者負担金を分納中、または徴収猶予中の方でしたか。			/	
浄化槽	浄化槽を使用されていましたか。		P.44	/	5階 512番
トイレ	くみ取り式トイレの契約者でしたか。			/	
公共料金	電気・ガス等の契約者でしたか。		P.49	/	
その他	NHK放送受信料の契約者でしたか。		P.49	/	
	固定電話の契約者でしたか。			/	
	携帯電話の契約者でしたか。			/	
	インターネット、ケーブルテレビ等の契約者でしたか。			/	
	口座引き落としてのお支払いはありますか。 (公共料金やNHK・新聞などの年会費・購読料等)		P.50	/	

項目	亡くなつた方の情報		チェック欄 ○・×・△	参照 ページ	手続 完了日	市役所 本庁舎
その他	運転免許証をお持ちでしたか。			P.50	/	
	旅券（パスポート）をお持ちでしたか。				/	
営業許可	保健所で営業許可を受けていましたか。			P.45	/	あんしん センター 1階 ⑧番 ⑩番
動物	犬	犬を飼っていましたか。		P.46	/	あんしん センター 1階⑨番
	鳥 獣	鳥獣飼養登録票の交付を受けていましたか。 (メジロを飼っていましたか。)			/	5階 514番

MEMO

1. 住民登録に関する手続（印鑑登録・カード）

死亡届について

手続き 火葬はお済みでしょうか（死亡届）

手続詳細	期 限
火葬がお済みの場合は、手続きは不要です。 (死亡届の手続きは完了しております)	亡くなった事実を知った日から7日以内
手続き可能な人	親族の方等
必要なもの	問い合わせ先
	中央窓口センター 本庁舎 1 階 103 番 窓口担当 ☎ 088-821-9406 戸籍担当 ☎ 088-823-9431

●戸籍謄本等の取得場所・取得可能日

死亡時の本籍地	死亡届の提出先	取得場所	取得可能日
A市	A市	A市	死亡届届出日の翌営業日から、4～5日後 (市役所の休業日を除く)
		A市以外（※）	死亡届届出日の翌営業日から、約3週間後
A市	B市	A市、A市以外（※）	死亡届届出日の翌営業日から、約3週間後

※本籍地以外の市区町村で取得できる方は、本人・配偶者・直系親族（父母・祖父母・子・孫等）に限ります。それ以外の方または代理人・郵送による場合は本籍地で取得してください。

●住民票の取得場所・取得可能日

死亡時の住民登録地	死亡届の提出先	取得場所・取得可能日
A市	A市	住民登録地であるA市で、死亡届受理日の2営業日後
A市	B市	住民登録地であるA市に、ご確認ください。 A市が高知市の場合、10日後（市役所休業日を除く）

※住民票は、住民登録地の市区町村でのみ取得可能です。

●事前に提出先にご確認ください！

①誰のどのような証明書が必要か

(例) ・死亡日が記載された戸籍謄本

・出生から死亡までの連続した戸籍（※婚姻などの戸籍届出のほか、本籍の変更等により新しい戸籍が作られた場合、戸籍が複数に分かれています。）

・亡くなった方の本籍が記載された住民票

②証明書は原本が必要かコピーでよいか、発行日から何ヶ月以内のものが有効か

世帯主の方

手続き 世帯主変更届

手続詳細	期 限
2名以下の世帯： 手続きは不要です。(残った方が自動的に世帯主となります)	なし
3名以上の世帯： 次の世帯主を高知市で決定し、その旨を「住民票の世帯主変更のお知らせ」として後日送付します。 ※高知市が決定した世帯主ではない方を世帯主にされたい場合は、窓口で手続きが必要です。	手続き可能な人 亡くなった方と同じ世帯の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 来庁される方の本人確認書類 ※代理人が手続きされる場合は住民登録指定の委任状	中央窓口センター 本庁舎 1 階 103 番 記録担当 ☎ 088-823-9430

印鑑登録をしていた方

手続き 印鑑登録証の返納

手続詳細	期 限
亡くなった方の印鑑登録は自動的に抹消されます。 お持ちの方は中央窓口センターまたはお近くの地域窓口センターに返納ください。	なし
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の印鑑登録証	中央窓口センター 本庁舎 1 階 103 番 印鑑担当 ☎ 088-823-9429

1. 住民登録に関する手続（印鑑登録・カード）

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた方

手続き カードの返納

手続詳細	期 限
<p>返納義務はありません。</p> <p>各種手続きにマイナンバーが必要な場合がありますので、1年程度手元にお持ちください。</p> <p>（マイナンバーカード・個人番号通知カードのみ）</p> <p>不要な場合はご返納ください。</p>	なし
必要なもの	<p>手続き可能な人</p> <p>どなたでも可</p>
<p><input type="checkbox"/> 来庁される方の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなった方のマイナンバーカード、個人番号通知カード、住民基本台帳カード</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>中央窓口センター 本庁舎1階 103番 マイナンバー交付担当 ☎ 088-823-9455</p>

在留カード・特別永住者証明書を持っていた方

手続き カード・証明書の返納

手続詳細	期 限
<p>亡くなったことがわかる書面の写しを用意して、最寄りの地方出入国在留管理局官署へ直接返納してください。</p> <p>郵送で返納する場合、詳しくは右へお問い合わせください。</p>	
必要なもの	<p>手続き可能な人</p> <p>親族または同居人等</p>
<p><input type="checkbox"/> 在留カード・特別永住者証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなったことがわかる書面の写し等 (死亡診断書の写し等)</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>高松出入国在留管理局 高知出張所 丸ノ内 1-4-1 ☎ 088-871-7030</p>

2. 給付金(恩給・弔慰金)に関する手続き

恩給または弔慰金を受給していた方

手続き ①恩給 ②戦没者弔慰金等の届出

手續詳細	期 限
①恩給 右へお問い合わせください。	
②国債記名変更手続等 (お手続き先: 償還金支払場所(郵便局))	手続き可能な人
必要なもの 詳しくは右へお問い合わせください。	問い合わせ先 ①総務省恩給相談窓口 ☎ 03-5273-1400 ②健康福祉総務課 本庁舎2階 206番 ☎ 088-823-9440

給付金を受給していた方

手続き ①特別障害給付金 ②高知市福祉給付金の届出・請求

手續詳細	期 限
①死亡届、未支払給付金請求 ②資格喪失届、給付金未支給請求 (参考) ※特別障害給付金 障がいの初診日が学生や被用者年金加入者の配偶者であったため、国民年金に任意加入していなかったことにより障害基礎年金の対象外である障がい者の方で、一定の要件に該当する方に対して支給される給付金 ※高知市福祉給付金 過去に年金制度の対象外となっていたことにより年金を受給できない外国人の方等で、一定の要件に該当する方を対象とした給付金	①②時効の期間5年 手続き可能な人 ①亡くなった方と生計同一である三親等以内の親族 ②亡くなった方と生計同一である配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
必要なもの 詳しくは右へお問い合わせください。	問い合わせ先 中央窓口センター 本庁舎1階 109番 国民年金担当 ☎ 088-823-9439

3. 年金に関する手続

◎年金を受け取っていない方

国民年金に加入されていた方

手続き① ①遺族基礎年金 ②寡婦年金 ③死亡一時金の請求等

手続き詳細	期 限
<p>亡くなった方と生計維持関係にあるご親族が対象となります。</p> <p>要件等があるため年金事務所で年金記録の確認が必要となります。</p> <p>加入履歴により、年金事務所での手続きが必要となる場合があります。</p>	<p>①遺族基礎年金の時効：5年 ②寡婦年金の時効：5年 ③死亡一時金の時効：2年</p>
必要なもの	手続き可能な人
<p>□亡くなった方の年金手帳など、基礎年金番号がわかるもの</p> <p>□死亡診断書の写しまたは埋火葬許可書</p> <p>※必要書類は、手続きの内容によって変わります。</p> <p>□委任状</p> <p>※請求者の代理人が年金事務所へ手続きに行われる際は、委任状が必要です。</p> <p>委任状については、年金事務所または中央窓口センター国民年金担当にご相談ください。</p>	<p>①遺族基礎年金</p> <p>亡くなった方と生計維持関係のある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の未婚の子ども※がいる方 ・亡くなった方の配偶者で子ども※がいる方 <p>※子どもとは、18歳到達の年度末までの未婚の子ども、または、障害基礎年金を受給できる程度の障害の状態にある20歳未満の子ども</p> <p>②寡婦年金</p> <p>亡くなった方と生計維持関係にあり、婚姻期間が継続して10年以上ある配偶者</p> <p>③死亡一時金</p> <p>亡くなった方と生計同一の配偶者、子ども、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹</p>
問い合わせ先	
<p>中央窓口センター 本庁舎1階 109番 国民年金担当 ☎ 088-823-9439</p> <p>高知東年金事務所 ☎ 088-831-4430 (桟橋通4-13-3) 高知西年金事務所 ☎ 088-875-1717 (旭町3-70-1)</p> <p>※音声案内に従い、「1」→「2」の順に選択してください。</p> <p>※年金事務所は事前予約制です。</p>	

手続き②

◎被扶養者の種別変更の届出

国民年金に加入されていた方の被扶養者（配偶者）の種別変更
第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続き

手続詳細	期 限
亡くなった方の被扶養配偶者（20歳以上60歳未満）について、第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続きが必要です。	亡くなった日の翌日から14日以内 手続き可能な人 亡くなった方の被扶養配偶者および世帯主
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の年金手帳など、基礎年金番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写しまたは埋火葬許可書 <input type="checkbox"/> 来庁される方の本人確認書類	中央窓口センター 本庁舎1階 109番 国民年金担当 ☎ 088-823-9439

厚生年金・共済年金に加入されていた方

手続き 遺族厚生年金・共済年金の請求等

手續詳細	期 限
まずは亡くなった方の勤務先・加入していた共済組合へ確認をお願いします。 勤務先によっては、年金事務所での手続きが必要となる場合があります。 ※年金事務所へのお問い合わせには、亡くなった方の基礎年金番号がわかるものをご準備ください。	できるだけ速やかに 手続き可能な人 下へお問い合わせください。 問い合わせ先 亡くなった方の勤務先 亡くなった方が加入していた共済組合 高知東年金事務所 ☎ 088-831-4430 (桟橋通 4-13-3) 高知西年金事務所 ☎ 088-875-1717 (旭町 3-70-1) ※音声案内に従い、「1」→「2」の順に選択してください。 ※年金事務所は事前予約制です。
必要なもの	右へお問い合わせください。

3. 年金に関する手続

◎年金を受け取っていた方

国民年金、厚生年金、年金生活者支援給付金を受給されていた方

手続き 死亡届、未支給年金の請求等

手続詳細	期 限
年金事務所での手続きとなります。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人 亡くなった方と生計同一（お世話をしていた等の生計の関わりを含む）の親族または生計の関わりがある（お世話をしていた等の）三親等以内の親族
<p>□亡くなった方の年金証書など基礎年金番号がわかるもの</p> <p>□死亡診断書の写しまたは埋火葬許可書</p> <p>※必要書類は、手続きの内容によって変わります。</p> <p>□委任状</p> <p>※請求者の代理人が年金事務所へ手続きに行かれる際は、委任状が必要です。委任状については、年金事務所または中央窓口センター国民年金担当にご相談ください。</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>中央窓口センター 本庁舎1階 109番 国民年金担当 ☎ 088-823-9439</p> <p>高知東年金事務所 ☎ 088-831-4430（桟橋通4-13-3）</p> <p>高知西年金事務所 ☎ 088-875-1717（旭町3-70-1）</p> <p>※音声案内に従い、「1」→「2」の順に選択してください。</p> <p>※年金事務所は事前予約制です。</p>

MEMO

共済年金を受給されていた方

手続き 死亡届、未支給年金の請求等

手續詳細	期 限
各共済組合での手続きとなります。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
右へお問い合わせください。	親族等
	問い合わせ先
	各共済組合

①農業者年金 ②国民年金基金 ③企業年金を受給されていた方

手続き 死亡届、未支給年金の請求等

手續詳細	期 限
手続きに際して、死亡届や未支給年金の請求が必要になる場合があります。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
右の該当する番号へお問い合わせください。	親族等
	問い合わせ先
	①農業委員会事務局 第二庁舎 2 階 ☎ 088-823-9484 ②各国民年金基金または国民年金基金連合会 ③企業年金連合会 ☎ 0570-02-2666

4. 保険に関する手続

国民健康保険に加入されていた方

手続き

- ①資格確認書等および各種認定証の返還 (お持ちの方のみ)
- ②葬祭費支給申請 ③保険料の精算等

手続き詳細	期 限
<p>①資格確認書等及び各種認定証の返還 (お持ちの方のみ) 病院の支払い終了後に、返還ください。</p> <p>②葬祭費支給申請 葬祭を行った方に3万円の支給があります。</p> <p>③保険料の精算等 保険料の変更通知書については後日送付します。</p>	<p>②葬祭を行った日の翌日から 2年</p>
	手続き可能な人 どなたでも可
<p> こちらからもご確認いただけます 【国民健康保険】 お亡くなりになったとき</p>	
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 資格確認書等 (お持ちの方のみ)</p> <p><input type="checkbox"/> 各種認定証 (お持ちの方のみ)</p> <p><input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 (マイナンバー・運転免許証等)</p> <p><input type="checkbox"/> 葬祭を行ったことが確認できるもの ※会葬礼状・葬儀の領収書・埋火葬許可書等いずれか1点</p> <p><input type="checkbox"/> 葬祭を行った方の振込先口座が確認できるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人代表となる方の振込先口座が確認できるもの ※相続人代表となる方と口座名義人が異なる場合は、国民健康保険指定の委任状が必要です。 詳しくは右へお問い合わせください。</p>	<p>保険医療課 資格確認書等・保険料など 本庁舎1階 106番 資格賦課課担当 ☎ 088-823-9360</p> <p>葬祭費・医療費など 本庁舎1階 107番 給付担当 ☎ 088-823-9359</p> <p>保険料のお支払いなど 本庁舎1階 108番 収納担当 ☎ 088-823-9438</p>

MEMO

後期高齢者医療に加入されていた方

手続き

- ①資格確認書等および各種認定証の返還 (お持ちの方のみ)
- ②葬祭費支給申請 ③保険料の精算等

手續詳細	期 限
<p>①資格確認書等及び各種認定証の返還 (お持ちの方のみ) 病院の支払終了後に、返還ください。</p> <p>②葬祭費支給申請 葬祭を行った方に3万円の支給があります。</p> <p>③保険料の精算等 保険料の変更通知書については後日送付します。</p>	<p>②葬祭を行った日の翌日から2年</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 資格確認書等 (お持ちの方のみ)</p> <p><input type="checkbox"/> 各種認定証 (お持ちの方のみ)</p> <p><input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 (マイナンバー・運転免許証等)</p> <p><input type="checkbox"/> 葬祭を行ったことが確認できるもの ※会葬礼状・葬儀の領収書・埋火葬許可書等いずれか1点</p> <p><input type="checkbox"/> 葬祭を行った方の振込先口座が確認できるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人代表となる方の振込先口座が確認できるもの ※相続人代表となる方と口座名義人が異なる場合は、後期高齢者医療用指定の委任状が必要です。</p> <p>詳しくは右へお問い合わせください。</p>	<p>保険医療課 資格確認書等・医療費など 本庁舎1階 105番 後期高齢者医療担当 ☎ 088-823-9380 保険料のお支払いなど 本庁舎1階 108番 収納担当 ☎ 088-823-9438</p>

..... MEMO

5. 健康保険に関する手続き

健康保険、共済組合等に加入していた方

手続き ①保険証等および各種認定証の返還 ②葬祭費(埋葬料)支給申請等

手続詳細	期 限
詳しくは、加入している保険者へお問い合わせください。 (協会けんぽ、各共済組合、各健康保険組合、各国保組合等があります)	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
	※各共済組合、各健康保険組合、各国保組合等は、加入している各保険者へ協会けんぽの方は全国健康保険協会高知支部 ☎ 088-820-6010 (音声案内に従い、「1」を選択してください。)

MEMO

6. 介護保険に関する手続

65歳以上または介護認定を受けていた方

手続き

- ①介護保険被保険者証等の返還 ②介護保険料の精算 ③高額介護サービス費等給付費の申請 ④相続人代表届出 ⑤送付先の変更

手続き詳細	期 限
<p>①介護保険被保険者証等の返還 病院や施設等の料金支払い後、返還してください。 ※介護保険課や地域窓口センターへご用事があるときでかまいません。</p> <p>②介護保険料の精算 介護保険料を納めすぎ、もしくは未払いがあった方は、亡くなった方のご自宅等へ約1ヶ月後に手紙を送付します。</p> <p>③高額介護サービス費等給付費の申請 介護サービス費の自己負担額が世帯の基準上限額を超えた場合、手続きが必要な方にのみ、亡くなった方のご自宅に約1ヶ月後に手紙を送付します。</p> <p>④相続人代表届出 上の②や③等の手続きを代表して行う相続人代表の届出が必要になります。(市役所から様式が送られてきます。)</p> <p>⑤送付先の変更 上の②や③等の送付先を変更されたい方は連絡してください。</p> <p>こちらからもご確認いただけます。</p>	<p>③④2年以内</p> <p>手続き可能な人</p> <p>①どなたでも可 ②③④相続人代表 ⑤亡くなった方のご家族等</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>介護保険被保険者証等をお持ちの方のみ</p> <p><input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証<緑></p> <p><input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証<水色></p> <p><input type="checkbox"/> 負担限度額認定証<ピンク></p>	<p>介護保険課 本庁舎2階 204番 被保険者証・保険料 資格賦課係 ☎ 088-823-9971 高額介護サービス費等の 給付・割合証など 給付係 ☎ 088-823-9959 要介護(要支援)認定など 認定係 ☎ 088-823-9931</p>
【来庁される場合】	
<p><input type="checkbox"/> 相続人代表の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人代表となる方の振込先口座が確認できるもの</p>	

7. 高齢者支援に関するお手続き (65歳以上の方)

①長寿手帳 ②緊急通報装置 ③配食サービスをご利用中だった方

手続き

①長寿手帳の返還 ②緊急通報装置の廃止・撤去
③配食サービスの廃止

手續詳細	期 限
<p>①長寿手帳の返還 65歳以上の方に配布しています。お持ちの方は返還してください。紛失の場合は構いません。</p> <p>②緊急通報装置の廃止・撤去 ご自宅の固定電話に緊急通報の装置がついており、市の助成を受けている方は高齢者支援課で廃止のお手続きをしてください。届出後、利用していた事業所が装置の撤去をします。</p> <p>③配食サービスの廃止 まずは以下のどちらかへご連絡ください。 ・ケアマネージャー ・高齢者支援課(お電話または窓口)</p>	すみやかにご連絡ください
必要なもの	問い合わせ先
<p>①□ 亡くなった方の長寿手帳 ②不要 ③不要</p>	<p>高齢者支援課 本庁舎2階 207番 ☎ 088-823-9441</p>

MEMO

8. 福祉(障がい)に関する手続

身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方

手続き 手帳の返還

手續詳細	期 限
身体障害者手帳、療育手帳をお持ちだった方は、手帳の返還手続きが必要です。	死亡の届出完了後、すみやかにお手続きをお願いします
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなった方の身体障害者手帳、療育手帳	障がい福祉課 本庁舎 1 階 110 番 身体障害者手帳 ☎ 088-823-9056 療育手帳 ☎ 088-823-9053

①重度心身障害児・者医療費助成 ②自立支援医療(更生医療)をご利用中だった方

手続き 受給者証の返還

手續詳細	期 限
以下の方は手帳の返還手続きが必要です。 ①身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳A1・A2級の方、18歳未満で身体障害者手帳3・4級と療育手帳B1合併障害の方 ②身体障害者手帳をお持ちの満18歳以上の方で更生医療を受けられている方	なし
必要なもの	問い合わせ先
① □ 障害医療費受給者証 ② □ 自立支援医療(更生医療)受給者証	障がい福祉課 本庁舎 1 階 110 番 ☎ 088-823-9053

8. 福祉（障がい）に関する手続

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給していた方

手続き 死亡届、未払い金の請求

手続き詳細	期 限
未払いの手当を請求できる場合があります。	すみやかにご連絡ください
必要なもの	問い合わせ先
詳しくは右へお問い合わせください。	障がい福祉課 本庁舎 1階 110 番 ☎ 088-823-9053

特別児童扶養手当または療育手当を受給していた方

手続き 各種手続き

手続き詳細	期 限
以下の手続きが必要です。	いずれもすみやかにご連絡ください
必要なもの	問い合わせ先
詳しくは右へお問い合わせください。	障がい福祉課 本庁舎 1階 110 番 ☎ 088-823-9053

高知県心身障害者扶養共済制度に加入していた方

手続き 各種手続き

<p>手續詳細</p> <p>毎月、一定の掛金を高知県にお支払いされている方が対象です。</p> <p>①加入者が亡くなったとき：年金支給請求 ②心身障がい児・者が亡くなったとき：死亡届・弔慰金請求</p>	<p>期 限</p> <p>いずれもすみやかにご連絡ください</p>
<p>必要なもの</p> <p>①</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなった日がわかる住民票</p> <p><input type="checkbox"/> 年金受給者（障がい児・者）の住民票</p> <p><input type="checkbox"/> 医師が発行する死亡診断書（原本証明されたもの）</p> <p>※加入日から2年以内に亡くなった場合は、死亡証明書（指定様式）</p> <p><input type="checkbox"/> 年金受給権者（障がい児・者）の振込先口座が確認できるもの</p> <p>年金管理者を設定している場合には、以下も必要です。</p> <p><input type="checkbox"/> 年金管理者の住民票</p> <p><input type="checkbox"/> 年金管理者の振込先口座が確認できるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 年金受給権者（障がい児・者）の認印</p> <p>②</p> <p><input type="checkbox"/> 加入者の住民票、振込先口座が確認できるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなった日がわかる住民票</p>	<p>手続き可能な人</p> <p>亡くなった方のご家族等</p>
	<p>問い合わせ先</p> <p>障がい福祉課 本庁舎1階 110番 ☎ 088-823-9053</p>

8. 福祉(障がい)に関する手続

タクシーチケットを持っていた方

手続き タクシーチケットの返還

手続詳細	期 限
残っているタクシーチケットがあれば、返還ください。	なし
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 在宅重度障害者移動支援チケット <input type="checkbox"/> 鏡地区福祉タクシーチケットまたは鏡地区障害者福祉タクシーチケット	障がい福祉課 本庁舎1階 110番 ☎ 088-823-9053

各種支援サービスを受けており、受給者証等を持っていた方

手続き 障害福祉サービス・地域相談支援、障害児通所支援、移動支援、日中一時支援

手続詳細	期 限
①サービス利用者が亡くなったとき：受給者証等返還 ②サービス利用者が18歳未満で、受給者である保護者が亡くなったとき： 受給者証返還、新たな受給者（保護者）への変更手続き	①なし ②早急に
必要なもの	問い合わせ先
① <input type="checkbox"/> 受給者証等 ② <input type="checkbox"/> 受給者証等 <input type="checkbox"/> 新たな受給者（保護者）の本人確認書類（自署できない場合は認印）	障がい福祉課 本庁舎1階 110番 ☎ 088-823-9378

こうちあつたかパーキング利用証を持っていた方

手続き 利用証返還

手続詳細	期 限
利用者証の返還が必要です。 詳しくは右へお問い合わせください。	死亡の届出完了後、すみやかにご連絡ください
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> こうちあつたかパーキング利用証	高知県障害福祉課 ☎ 088-823-9633 ※市町村の窓口でも返還可 高知市の場合は 障がい福祉課 本庁舎 1階 110 番 ☎ 088-823-9056

精神保健福祉手帳・自立支援医療受給者証(精神通院医療)を持っていた方

手続き

手続詳細	期 限
お手続きは不要です。	
必要なもの	問い合わせ先
	健康増進課 あんしんセンター1階1番 ☎ 088-803-8005

9. 指定難病に関する手続き

特定医療費（指定難病）医療受給者証を持っていた方

手続き 受給者証の返還もしくは電話連絡

手続詳細	期 限
受給者証の返還が必要です。 詳しくは右へお問い合わせください。	速やかに返還してください。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の特定医療費（指定難病）医療受給者証	高知県庁 本庁舎 4階 高知県健康対策課 ☎ 088-823-9678

登録者証（指定難病）を持っていた方

手続き 登録者証の返還

手続詳細	期 限
登録者証の返還が必要です。 詳しくは右へお問い合わせください。	速やかに返還してください。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の登録者証（指定難病）	高知県庁本庁舎 4階 高知県健康対策課 ☎ 088-823-9678

10. 子ども・保護者に関する手続き

20歳未満のお子様がいらっしゃる方

手続き 児童手当・児童扶養手当・子ども医療・ひとり親医療

手続き詳細

亡くなった方	児童	保護者
児童手当 〔18歳到達後 最初の3月31日まで〕	手続き不要	① 未支払請求 ② 新規認定請求 ③ 災害遺児手当請求
子ども医療 〔中学3年生まで〕	手続き不要	④ 保護者の変更
児童扶養手当 〔18歳到達後 最初の3月31日まで ※一定以上の障がいのある場合は20歳未満〕	⑤ 額改定（減額）または ⑥ 資格喪失	⑦ 死亡届兼未支払手当請求
ひとり親医療 〔18歳到達後 最初の3月31日まで〕	⑧ 資格喪失	⑨ 資格喪失

期 限	手続き可能な人
① 死亡日の翌日から起算し2年以内。 ② 死亡日の翌日から起算し15日以内。 ③、⑤、⑥、⑨ 期限なし ④、⑦ ご葬儀等落ち着きましたら、手続きください。 ⑧ 1ヶ月以内を目途に手続きください。	①～④、⑨ 変更後の保護者の方 ⑤、⑥、⑧ 保護者の方 ⑦ 亡くなった方のご家族等
必要なもの	問い合わせ先
事前に右へお問い合わせください。	子育て給付課 本庁舎3階 301-2番 ☎ 088-823-9447

MEMO

10. 子ども・保護者に関する手続き

保育園・幼稚園・認定こども園等在園児の保護者の方

手続き 各種認定内容および保育料の変更等

手續詳細	期 限
詳しくは右へお問い合わせください。	すみやかにご連絡ください
必要なもの	問い合わせ先
詳しくは右へお問い合わせください。	保育幼稚園課 本庁舎 3 階 308 番 ☎ 088-823-4012

就学援助の認定を受けていた世帯

手続き 就学援助の対象世帯の世帯状況を変更する申請

手續詳細	期 限
亡くなった方または亡くなった方と同一住所(※)の方が就学援助を受給している場合は、右へお問い合わせください。 ※世帯分離していても同一住所であれば申請が必要です。	1ヶ月以内を目途に手続きください。
必要なもの	問い合わせ先
詳しくは右へお問い合わせください。	青少年・事務管理課 たかじょう庁舎 4 階 ☎ 088-823-9468

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主要な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

11. 自動車・二輪車等に関する手続き

普通自動車や軽自動車・二輪車等を所有していた方

手続き 名義変更

手続詳細	期 限
自動車・二輪車の名義変更について、詳しくは該当する番号へお問い合わせください。	毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されるため、速やかに
1. 普通自動車・二輪車 (125cc超) →① 2. 軽自動車→② 3. 二輪車 (125cc以下) →③	手続き可能な人 下の該当する番号へお問い合わせください。
必要なもの ① 事前に該当する番号へお問い合わせください。 ② 事前に該当する番号へお問い合わせください。 ③ ナンバープレート、本人確認書類(免許証やマイナンバーカードなど)	問い合わせ先 ①四国運輸局高知運輸支局 (大津乙 1879-1) ☎ 050-5540-2077 ②軽自動車検査協会高知事務所 (長浜 3106-2) ☎ 050-3816-3125 ③市民税課 本庁舎 2階 201 番 ☎ 088-823-9423

手続き 廃車

手続詳細	期 限
自動車・二輪車の廃車について、詳しくは該当する番号へお問い合わせください。	毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されるため、速やかに
1. 普通自動車・二輪車 (125cc超) →① 2. 軽自動車→② 3. 二輪車 (125cc以下) →③	手続き可能な人 下の該当する番号へお問い合わせください。
必要なもの ① 事前に該当する番号へお問い合わせください。 ② 事前に該当する番号へお問い合わせください。 ③ ナンバープレート、本人確認書類(免許証やマイナンバーカードなど)	問い合わせ先 ①四国運輸局高知運輸支局 (大津乙 1879-1) ☎ 050-5540-2077 ②軽自動車検査協会高知事務所 (長浜 3106-2) ☎ 050-3816-3125 ③市民税課 本庁舎 2階 201 番 ☎ 088-823-9423

手続き **納税等**

手続詳細	期 限
<p>自動車・二輪車の納税について、詳しくは該当する番号へお問い合わせください。</p> <p>1. 普通自動車 ※種別割、環境性能割について→① ※重量税について→②</p> <p>2. 軽自動車・二輪車→③</p>	<p>毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されるため、速やかに</p> <p>手続き可能な人</p> <p>下の該当する番号へお問い合わせください。</p>
右の該当する番号へお問い合わせください。	<p>問い合わせ先</p> <p>①高知県中央東県税事務所 (大津乙 1820-1) ☎ 088-866-8510</p> <p>②四国運輸局高知運輸支局 (大津乙 1879-1) ☎ 050-5540-2077</p> <p>③税務管理課 本庁舎 2階 203 番 ☎ 088-823-9418</p>

MEMO

12. 固定資産に関する手続き

高知市に固定資産（土地・家屋）を所有していた、高知市に固定資産（土地・家屋）を所有していたか不明な場合

手続き 固定資産税の手続きについて

手続詳細	期 限
<p>◆高知市に固定資産を持っていたか確認したい方</p> <p>・電話でのお問い合わせは受け付けておりません。相続人の来庁が必要です。</p> <p>◆課税と納税について</p> <p>・固定資産税は、1月1日の登録名義人に対して課税されます。</p> <p>・1月2日以降に亡くなった場合は、手続きが必要です。亡くなった方の相続人が納税義務者となりますので、該当される方は右までご連絡ください。</p> <p>◆翌年度の課税について</p> <p>・亡くなった年の翌年の1月1日までに相続登記が完了した場合、資産税課での手続きは不要です。納税通知書は、新しい登記名義人に届きます。</p> <p>・亡くなった年の翌年の1月1日までに相続登記が完了しない場合、手続きが必要です。</p> <p>・亡くなった方の相続人が、納税義務者として納税通知書を受け取っていただきための手続きが必要です。詳しくは右にお問い合わせください。</p> <p>◆未登記家屋をお持ちの方</p> <p>・新しく家屋の所有者となる方に固定資産税がかかりますので、所有者変更の手続きが必要です。詳しくは右にお問い合わせください。</p>	
	<p>こちらからもご確認いただけます 所有者が死亡した場合</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 納税通知書 ※納税通知書をお持ちでない方</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなった方との相続関係が確認できる戸籍謄本等</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人の本人確認書類</p>	<p>手続き可能な人 相続人</p> <p>問い合わせ先 資産税課 本庁舎2階 202番 土地係 ☎ 088-823-9426 家屋係 ☎ 088-823-9425 ※高知市以外の固定資産は、所在する市町村役場の税務担当部署が窓口です。</p>

手続き 相続登記について

手続詳細	期 限
令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。ご自分で申請書を作成し、申請することも可能ですが、相続登記は他の登記より困難度が高く、専門家（司法書士等）に依頼するケースが多くなっています。	不動産を相続により取得したことを知った日から3年以内
必要なもの	手続き可能な人
こちらのホームページからご確認いただけます。	相続することが確定した相続人
	問い合わせ先
	高知地方法務局 ☎ 088-822-3331
	高知県司法書士会総合相談センター ☎ 088-825-3143



【法務局ホームページ】

手続き 不動産を手放したい方（相続土地国庫帰属制度）

手続詳細	期 限
相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣の承認により土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度です。一定の要件がありますので、事前に法務局へお問い合わせください。	
必要なもの	手続き可能な人
右へお問い合わせください。	相続または遺贈により土地の所有権を取得した相続人

問い合わせ先

高知地方法務局登記部門
☎ 088-822-3331

13. 農地に関する手続き

高知市内の農地を相続された方

手続き 農地法第3条の3 第1項の規定による届出

手続詳細	期 限
高知市以外の農地は、所在する市町村役場の農業委員会が窓口です。 詳しくは右へお問い合わせください。 ※本届出は相続による所有権移転登記の完了後、もしくは遺産分割協議書の作成後にお届けいただくものです。	なし
手続き可能な人	農地を相続された方およびその代理人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続した農地の明細（登記完了証等の農地の地番が確認できるもの） <input type="checkbox"/> 相続された方の認印	農業委員会事務局 第二庁舎 2階 ☎ 088-823-9484

市街化区域の農地を生産緑地地区に指定している方

手続き 変更届、廃止の申出

手続詳細	期 限
相続前にお手続きが必要です。詳しくは右へお問い合わせください。 ※土佐山・鏡・春野（南ヶ丘は除く）は対象外	
手続き可能な人	
必要なもの	問い合わせ先
	都市計画課 本庁舎 5階 510 番 ☎ 088-823-9465

14. 森林に関する手続き

高知市内の森林の土地を相続された方

手続き 森林法第10条の7の2第1項の規定による届出

手続き詳細	期 限
高知市以外の森林は、所在する市町村役場の森林担当部署が窓口です。	森林の土地の所有者となつた日から90日以内。 相続財産の分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に法定相続人の共有物として届出が必要。
 <p>こちらからもご確認いただけます 森林の土地の所有者届出制度が平成24年4月から スタートしました</p>	<p>手続き可能な人</p> <p>森林所有者等</p>
<p>□ 森林の土地の所有者届出書</p> <p>□ その森林の土地の位置を示す図面 (任意の図面に大まかな位置を記入)</p> <p>□ その森林の土地の登記事項証明書(写しでもよい)または相続分割協議の目録、土地の権利書の写しなど権利を取得したことがわかる書類</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>鏡地域振興課 鏡庁舎 ☎ 088-896-2001</p>

MEMO

15. 市県民税・国税・県税に関する手続き

市・県民税、森林環境税が課税されていた方

手続き 課税、納税

手續詳細	期 限
<p>課税については、①市民税課へ 納税については、②税務管理課へお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月1日に亡くなった方はその年は課税されません。 ・1月2日以降に亡くなった方は、その年は課税され、相続人に納税通知が送付されます。翌年は課税されません。 ・納税通知書等の送付先を変更したい方は、①へお問い合わせください。 	<p>手続き可能な人</p> <p>問い合わせ先</p> <p>①市民税課 本庁舎2階 201番 ☎ 088-823-9421</p> <p>②税務管理課 本庁舎2階 203番 ☎ 088-823-9418</p>
必要なもの	

市県民税・県税に関する手続き

手続き 窓口でのお問い合わせ※相続人の来庁が必要です。

手續詳細	期 限
<p>亡くなった方が市税の課税対象であり、未納分がある場合、相続人全員に納税（支払い）の義務があります。</p> <p>①未納の市税の確認について</p> <p>納税通知書や市税領収証書をお持ちの方や、同一世帯の相続人の方は電話で確認ください。</p> <p>それ以外の方は、税務管理課に下の必要なものをお持ちください。</p> <p>②納付の方法について</p> <p>お手元の納税通知書や督促状を使用して納付ください。お手元にない方は、右へお問い合わせください。</p> <p>亡くなった方名義の口座振替で市税を納付されている場合は、口座振替ができなくなりますので、納付書の発行を右へご依頼ください。</p>	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 亡くなった方との相続関係が確認できる戸籍謄本等 (納税通知書や市税領収証書をお持ちでない方のみ)</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人の本人確認書類</p>	<p>税務管理課 第一・第二納税係 2階 203番 ☎ 088-823-9418</p>

国税について

手続き 相続税・所得税・消費税申告手続き

手続き詳細	期 限
国税局の職員がお答えしていますので、詳しくは右へお問い合わせください。	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
	<p>高知税務署（栄田町2丁目2-10） 高知よさこい咲都合同庁舎 ☎ 088-822-1123 音声案内に従い、「1」を選択した後、相談する内容の番号を選択してください。 国税相談専用ダイヤル ☎ 0570-00-5901 音声案内に従い、相談する内容の番号を選択してください。</p>

個人事業主であった方

手続き 個人事業税の申告

手続き詳細	期 限
詳しくは右へお問い合わせください。	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
	<p>〈高須・三里・五台山・大津・介良地区にお住いの方〉 中央東県税事務所（大津乙1820-1） ☎ 088-866-8500 〈上の地区以外にお住いの方〉 中央西県税事務所（丸ノ内1丁目7-52） ☎ 088-821-4652</p>

16. 市営住宅に関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

市営住宅に入居していた方

手続き 各種手続き

手続き詳細	期 限
<p>①引き続き住む場合</p> <p>名義人が死亡：承継手続き 同居者が死亡：亡くなった方の退去手続き</p> <p>②その他の入居者がおらず、引き払う場合：住宅返還手続き</p>  <p>こちらからもご確認いただけます 入居者へのご案内</p>	すみやかにご連絡ください
必要なもの	手続き可能な人
詳しくは右へお問い合わせください。	亡くなった方のご家族等
	問い合わせ先
	市営住宅管理センター 本庁舎 5 階 503 番 ☎ 088-823-9067

MEMO

17. 墓地に関する手続き

高知市有の墓地および納骨堂を使用していた方

手続き 利用権承継届、許可書記載事項変更申請、返還届、許可書再交付申請

手続詳細	期 限
詳しくは右へお問い合わせください。	<p>手続き可能な人</p> <p>承継者または親族</p>
必要なもの	<p>問い合わせ先</p> <p>環境保全課 墓地管理係 本庁舎 5階 512 番 ☎ 088-823-9471</p>

お骨の移動等をご検討されている方

手続き 改葬許可申請

手続詳細	期 限
詳しくは47ページをご覧ください。	<p>手続き可能な人</p> <p>改葬先霊園の使用者または 契約者</p>
必要なもの	<p>問い合わせ先</p> <p>環境保全課 墓地管理係 本庁舎 5階 512 番 ☎ 088-823-9471</p>

18. 上下水道に関する手続き

水道・下水道を使用していた方

手続き 水道・下水道使用中止・名義変更

手続詳細	期 限
詳しくは右へお問い合わせください。	次回検針日まで
 こちらからもご確認いただけます その他の届出(使用者名義の変更等)	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
	上下水道局 料金お客さまセンター 大原町事務所 ☎ 088-832-1132

下水道受益者負担金を分納中または徴収猶予中だった方

手続き 下水道受益者負担金受益者変更申告

手続詳細	期 限
詳しくは右へお問い合わせください。	14日以内
	手続き可能な人 相続人の方
必要なもの	問い合わせ先
詳しくは右へお問い合わせください。	上下水道局 お客さまサービス課 普及促進係 ☎ 088-821-9232

19. 浄化槽・くみ取り式トイレに関する手続き

浄化槽を使用していた方(下水道使用料を支払っている方は対象外です)

手続き 継続または休止・廃止届

手続き詳細	期 限
①引き続き使用される場合:浄化槽管理者変更報告書 ②今後使用予定がない場合:浄化槽管理者変更報告書・浄化槽使用休止届 ③取り壊し等で浄化槽がなくなる場合:浄化槽管理者変更報告書・浄化槽廃止届	浄化槽管理者が亡くなつた日から30日以内 手続き可能な人 新しく浄化槽管理者になられる方
必要なもの	問い合わせ先
右へお問い合わせください。	環境保全課 生活排水係 本庁舎 5階 512 番 ☎ 088-823-9471

くみ取り式トイレを使用していた方

手続き

手続き詳細	期 限	
詳しくは右へお問い合わせください。 こちらからもご確認いただけます	手続き可能な人	
 鏡・土佐山地区 各契約会社	 春野地区 各契約会社	 左の地区以外
必要なもの	問い合わせ先	
右へお問い合わせください。	鏡・土佐山地区各契約会社 春野地区契約会社 上の地区以外 高知市環境事業公社 ☎ 088-884-4424	

20. その他

自営業者をしていた方

手続き 業種別の各手続き

手続詳細	期 限
<p>①理容所・美容所・クリーニング所、②興行場・公衆浴場、③旅館業・温泉利用施設、④住宅宿泊事業（いわゆる民泊）、⑤飲食店等を営業していた方</p> <p>⇒ ①理容所・美容所・クリーニング所を営業されていた方 (ア)事業を廃止した場合は、届出が必要です。 (イ)事業を承継した場合には、届出が必要です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>理容所</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>美容所</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>クリーニング所・ 無店舗取次店</p> </div> </div> <p>⇒ ②興行場・公衆浴場を営業されていた方 (ウ)事業を廃止した場合は、届出が必要です。 (エ)事業を承継した場合は、届出が必要です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>興行場</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>公衆浴場</p> </div> </div> <p>⇒ ③旅館業・温泉利用施設を営業されていた方 (オ)事業を廃止した場合は、届出が必要です。 (カ)事業を承継する場合は、申請が必要です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>旅館業</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>温泉の利用許可</p> </div> </div> <p>⇒ ④住宅宿泊事業（いわゆる民泊）を営業されていた方 (キ)廃業届等の届出が必要です。</p> <div style="text-align: center;">  <p>住宅宿泊事業（民泊新法）</p> </div> <p>⇒ ⑤飲食店等を営業していた方 廃業や相続等に係る届出が必要です。</p>	<p>(ア) 廃止後速やかに (イ) 承継後遅滞なく (ウ) 廃止から 10 日以内 (エ) 承継後遅滞なく (オ) 廃止から 10 日以内 (カ) 亡くなった日から 60 日以内 (キ) 亡くなった事実を知つ た日から 30 日以内</p>
必要なもの	手続き可能な人
右へお問い合わせください。	<p>相続した人</p> <p>問い合わせ先</p> <p>①～④生活食品課 生活 環境保健担当 あんしんセンター 1 階 8 番 ☎ 088-822-0588</p> <p>⑤生活食品課 食品保健 担当 あんしんセンター 1 階 10 番 ☎ 088-822-0588</p>

犬を飼っていた方

手続き 犬の登録事項変更届

手続詳細	期 限
飼い主の変更が必要です	新所有者が決定してから30日以内
 こちらからもご確認いただけます 飼い犬に関する届出、手続きについて	手続き可能な人 新所有者の方
必要なもの	問い合わせ先
詳しくは右へお問い合わせください。	生活食品課 動物愛護担当 あんしんセンター1階9番 ☎ 088-822-0588

鳥獣飼養登録票の交付を受けていた(メジロを飼っていた)方

手続き 死亡届等

手続詳細	期 限
詳しくは右へお問い合わせください。	亡くなった事実を知った日から2週間以内
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 鳥獣飼養登録票	新エネルギー・環境政策課 本庁舎5階514番 ☎ 088-823-9209

改葬・墓じまいの手続きについて

1 ご遺骨の改葬先と契約する

改葬先の管理者から以下の書類のいずれかを発行してもらいます。

- ・受入証明書
- ・永代使用許可書（※使用契約書の写しでも可）

2 埋葬の事実の証明をうける

現在、埋葬されている墓地の管理者に、改葬許可申請書の「墓地等の管理者」欄に証明印を押印してもらいます。

※墓地の管理者が不在または不明の場合は、市区町村の担当部署にご相談ください。

3 改葬許可申請

ご遺骨を改葬先の靈園や納骨堂に移動するために必要な手続きです。

- ※1 散骨や手元供養の場合は注意事項等がありますので、事前の確認をお願いします。
- ※2 散骨や手元供養については、市区町村により対応が異なりますので、事前相談を必ず行ってください。

▼必要書類

- ・改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明（改葬許可申請書の「墓地等の管理者」欄に証明印でも可）
- ・申請者との続柄のわかる戸籍謄本1通・現在のお墓の場所を記した地図（住宅地図・グーグルマップ等）
- ・お墓の写真（墓誌含む）

▼提出先（受取先）

・墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

※ 改葬許可申請から改葬許可証交付まで日数を要しますので、余裕をもった申請をお願いします。

4 ご遺骨の取り出し

改葬許可証を受け取ってから、ご遺骨を取り出します。

※ 改葬後の墓石の撤去も含め、ご遺骨の取り出しを石材店にお願いする方が多いため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

※ ご遺骨の取り出し及び改葬先への移動の際は、必ず改葬許可証をお持ちになってください。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

※手元供養や散骨の場合は異なります。

高知市に墓地がある場合の
問い合わせ先

環境保全課 墓地管理係

本庁舎5階 512番

☎ 088-823-9471

MEMO

亡くなった方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについてご案内します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	まずは亡くなった方の勤務先に確認をお願いします。 勤務先によっては、年金事務所での手続きが必要となる場合があります。 高知東年金事務所 ☎088-831-4430（桟橋通4-13-3） 高知西年金事務所 ☎088-875-1717（旭町3-70-1） ※音声案内に従い、「1」→「2」の順に選択してください。 ※年金事務所は事前予約が必要です。

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

区分	該当事項	主なお手続き	<input checked="" type="checkbox"/>	必要なもの またはご案内事項	問い合わせ先
公共料金	電気・ガス等を使用されている方	詳しくは右へお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>	詳しくは右へお問い合わせください。	各契約会社
NHK放送受信料	【契約者が死亡した場合】			契約者のお名前・ご住所などに変更があった場合は、必ずNHKへ連絡をお願いします。 NHKふれあいセンター ナビダイヤル ☎ 0570-077-077 午前9時～午後6時(土・日・祝も受付) ▼「解約」、「免除事由消滅届」のお手続きは電話でのお申込みとなります。 ▼「名義変更」、「支払変更」のお手続きはインターネットでいつでもお申込みができます。	
	残留家族がいる場合	名義変更 支払変更	<input type="checkbox"/>		
	残留家族がない場合	解約	<input type="checkbox"/>		
	【免除が適用されていた場合】			NHK「受信料の窓口」 https://www.nhk-cs.jp	
	残留家族がいる場合	名義変更 支払変更 免除事由消滅届	<input type="checkbox"/>		
	残留家族がない場合	解約	<input type="checkbox"/>	▼「免除申請」は高知市役所窓口でお手続きください。 身体障害・知的障害 ⇒ 障がい福祉課 ☎ 088-823-9056 精神障害 ⇒ 健康増進課 ☎ 088-803-8005 公的扶助 ⇒ 福祉管理課 ☎ 088-823-9444	
固定電話	NTT西日本で契約をしている場合	名義変更 解約	<input type="checkbox"/>	詳しくは右へお問い合わせください。 ・亡くなった方(契約者)の死亡の記載のある戸籍謄本等 ・亡くなった方(契約者)と相続人の相続関係が確認できる戸籍謄本等	局番なし ☎ 116 携帯から ☎ 0800-200-0116
	NTT西日本以外で契約をしている場合	名義変更 解約	<input type="checkbox"/>	詳しくは右へお問い合わせください。	各契約会社
その他	携帯電話を契約している場合	名義変更 解約	<input type="checkbox"/>	詳しくは右へお問い合わせください。	各契約会社
	インターネットを契約している場合	名義変更 解約	<input type="checkbox"/>		
	ケーブルテレビを契約している場合		<input type="checkbox"/>		

区分	該当事項	主なお手続き	<input checked="" type="checkbox"/>	必要なもの またはご案内事項	問い合わせ先
口座引き落とし	亡くなった方の口座から引き落としをしていた方（税金・公共料金・新聞購読料金等）	支払変更 解約	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き落とし後の通帳 ・引き落とし後の通帳のお届け印 ・納税通知書または、公共料金のお客様番号の確認できるもの <p>※金融機関によって必要書類は異なります。</p>	各金融機関
カード	クレジットカードをお持ちの方	解約	<input type="checkbox"/>	詳しくは右へお問い合わせください。	各契約会社
預貯金	預貯金等の口座をお持ちの方	口座の相続手続き	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・法定相続情報一覧の写し または、亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本等と相続関係が確認できる戸籍謄本等 ・相続人の印鑑証明 等 <p>※金融機関・取引状況によって必要書類は異なります。</p>	各金融機関
株式	株式をお持ちの方	名義変更	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本等 ・相続関係が確認できる戸籍謄本等 ・相続人の印鑑証明 等 <p>※金融機関・取引状況によって必要書類は異なります。</p>	証券会社等
生命保険等	生命保険の契約をされている方	死亡保険金の請求 入院給付金の請求 等	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険金請求書 ・保険証券 ・戸籍謄本等 ・死亡診断書 等 <p>※保険会社・契約内容等によって必要書類は異なります。</p>	加入していた生命保険会社 または代理店
	損害保険の契約をされている方	名義変更 解約 等	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の死亡の記載のある戸籍謄本等 ・相続関係が確認できる戸籍謄本等 <p>※保険会社・契約内容等によって必要書類は異なります。</p>	加入していた損害保険会社 または代理店
免許証	運転免許証等	返納 等	<input type="checkbox"/>	<p>返納する義務はありません</p> <p>※更新の案内通知を停止したい方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亡くなったことがわかる書類（死亡診断書の写し、除籍謄本の写し等） ・亡くなった方の運転免許証等 	高知県運転免許センター (吾川郡いの町枝川1200) ☎088-893-1221 または 警察署
旅券	旅券（パスポート）をお持ちの方	返納 等	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・有効期間内のパスポートは返却してください。 ・戸（除）籍謄本または死亡診断書の写し 	高知県庁 パスポート窓口 (高知県庁1F) ☎088-823-9656

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	対象者または該当する場合	主なお手続き	必要なものまたはご案内事項	担当課 受付窓口
遺言・相続放棄等	自筆（証書）遺言書を発見した場合	遺言書検認	<ul style="list-style-type: none"> ・遺言書原本 ・手数料 ・郵便切手 ・戸籍謄本等 <p>※詳しくは右へお問い合わせください。</p> <p>※自筆証書遺言書を検認前に開封すると、過料（行政罰）に処せられることがあります。</p>	<p>申立て、お問い合わせは、遺言者の最後の住所地を管轄する家庭裁判所</p> <p>高知市であれば 高知家庭裁判所 (丸ノ内1-3-5)</p> <p>審判係 ☎ 088-822-0441</p>
	自筆証書遺言書を法務局で保管している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・遺言書の内容証明書の交付請求 ・遺言書の閲覧等 	詳しくは右へお問い合わせください。	高知地方法務局供託課 (栄田町2-2-10) ☎ 088-822-3331
	遺言公正証書を発見した場合		記載されているとおりに執行してください。	
	遺言公正証書を作成しているかわからぬ場合	遺言公正証書の確認	詳しくは右へお問い合わせください。	高知合同公証役場 (本町1-1-3 朝日生命高知本町ビル3階) ☎ 088-823-8601
	相続の限定承認をする方	相続を知った日から3か月以内に、申し立てる。相続人全員が共同しておこないます。	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料 ・郵便切手 ・住民票や戸籍謄本等 <p>※詳しくは右へお問い合わせください。</p>	被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てる。
	相続の放棄をする方	相続を知った日から3か月以内に、申し立てる。	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料 ・郵便切手 ・住民票や戸籍謄本等 	<p>高知市であれば 高知家庭裁判所 (丸ノ内1-3-5)</p> <p>審判係 ☎ 088-822-0441</p>

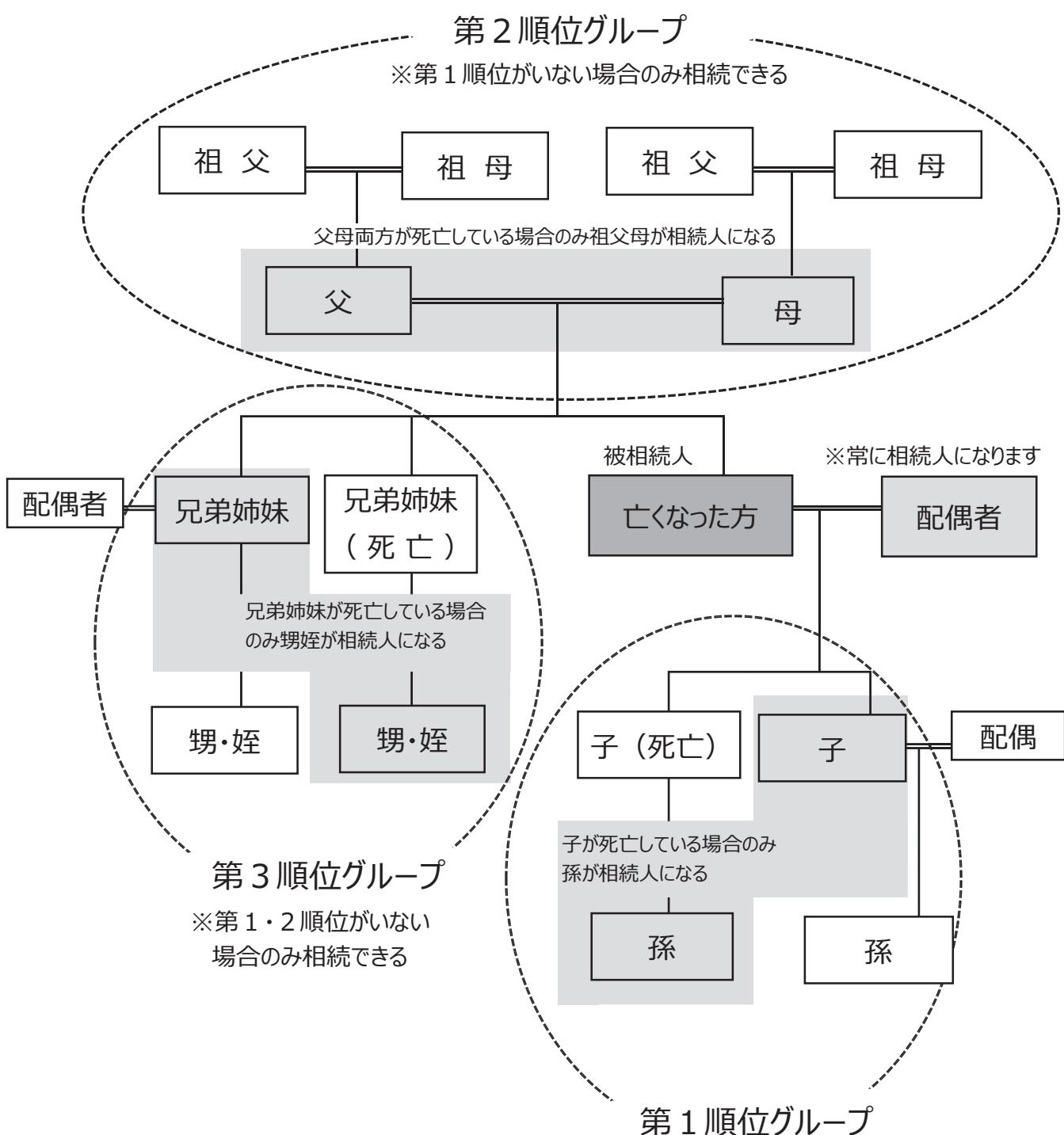
故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

法定相続人とは

法定相続人とは、民法上定められた相続人を言います。

相続の範囲と順位	… 亡くなつた方の配偶者は、常に相続人になります。 あわせて、一番順位の高いグループの方が相続人になります(例：配偶者 + 第1順位グループ)。第1順位グループがいない場合のみ第2順位グループの方へ、第1・2順位グループの方が共にいない場合のみ、第3順位グループの方が相続人となります。 … 各順位における相続人になり得る範囲
----------	---



戸籍・除籍謄本の 広域交付について

令和6年3月1日より、本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍・除籍謄本を請求できるようになりました。

※他市町村の状況によっては取り扱いできない場合があります。



請求できる戸籍

- 本人
- 配偶者
- 父母・祖父母(直系尊属)・子・孫(直系卑属)など
- ※代理人、郵送による請求はできません。
- ※個人事項証明(抄本)、戸籍の附票の写し、身分証明書等は請求できません。
- ※手数料 戸籍謄本 1通 450円
除籍謄本 1通 750円

必要なもの

- 顔写真付きの本人確認書類
運転免許証・マイナンバーカード・パスポートなど

請求できる窓口

- 中央窓口センター・地域窓口センター
- ※月～金(祝日等を除く)中央・三里・鏡・土佐山・春野は午前8時30分からその他の窓口は午前10時から午後5時15分までの取り扱い。

【問合せ先】高知市中央窓口センター 電話088-823-9357

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**
しなければなりません。正当な理由がなく**義務に**
反した場合、10万円以下の過料の対象となります。

相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、
次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。



- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

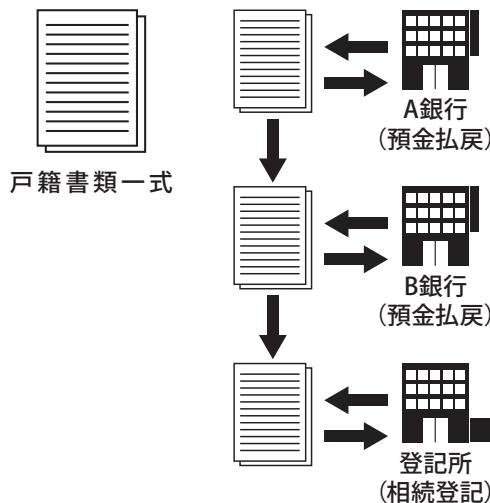
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

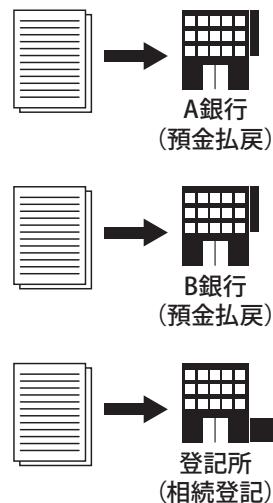
法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合

法定相続情報
一覧図の写し
※無料で必要な通数
を交付



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

①申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



②確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

- （※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

記入例

委任者（代筆者の場合は代筆者）が全て記入してください。

「委任状」

令和7年8月20日（委任状を書いた日をご記入ください。）

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

委任事項	※委任する事項に必ず頼む人（相続人）が <input checked="" type="checkbox"/> を付けてください。 (印がない場合は、その事項について委任されていないことになりますので、注意してください。)	頼むことができる人
<input checked="" type="checkbox"/> 高知市役所における下記事項の全てに関する相続手続き	高知市役所における次の相続手続き（✓を付けた項目のみ委任する場合）	左記のお手続きの委任者（頼む方）は、項目②に お名前のある方で、 相続人のみです。 (※相続人についてはおくやみの おり（以下、「しおり」という。） 53ページをご参照ください。)
<input type="checkbox"/> 所得証明書、納税証明書の取得に関する一切の権限		
<input type="checkbox"/> 固定資産税に関する証明書の取得に関する権限		
<input type="checkbox"/> 固定資産税の名寄帳の写しの取得及び課税に関する権限		
<input type="checkbox"/> 介護保険の「郵便物等送付先変更」に関する権限		
<input type="checkbox"/> 介護保険の「保険料の還付金または 高額介護サービス費等給付費の申請」に関する権限		
<input type="checkbox"/> 戸籍（除票）および改製原戸籍の謄（抄）本、 戸籍の附票の取得に関する一切の権限		相続人（注1）
<input type="checkbox"/> 住民票（除票）の写しの取得に関する一切の権限		正当な 請求理由のある方

（注1）他市区町村の戸籍謄本は代理人では取得できませんので、本籍地にご請求ください。詳しくは、しおり11ページをご覧ください。

① お亡くなりになった方の欄

住所 高知市本町5丁目1番 45号

氏名 高知 太郎 生年月日：T・S・H・R 10年 1月 3日

本籍 高知市本町5丁目1番

お亡くなりになった日 R 7年 8月 10日

② 委任者（頼む方）の欄

※委任事項欄の頼むことのできる人であること。（相続人については、しおり53ページをご参照ください）

お亡くなりになった方からみた続柄（配偶者・子・父母・孫・祖父母・その他（ ））

住所 香川県高松市番町1丁目8番15号 竜馬ハイツ101号室

氏名 高知 一男  生年月日：T・S・H 35年 5月 5日

連絡先電話番号 090-1234-5678

住所
□①と同じ

私は、次の者を代理人（頼まれて窓口に来る方）と定め、以上の事項を委任します。

③ 代理人の欄

住所

②の方と同じ住所で に印を
つけることにより省略可能です。

氏名 高知 花子

住所

□①と同じ

□②と同じ

※委任状の代筆について

委任者による記入ができます、代筆する場合は、代理人以外の方が、以下の項目をご記入ください。

代筆の理由	手を怪我して、記入が難しいため	住所
代筆者	住所 香川県高松市番町5丁目8番15号 竜馬ハイツ803号室 氏名 坂本 乙女 	□①と同じ □②と同じ □③と同じ

委任者（代筆者の場合は代筆者）が全て記入してください。

「委任状」

令和 年 月 日（委任状を書いた日をご記入ください。）

委任事項	※委任する事項に必ず頼む人（相続人）が <input checked="" type="checkbox"/> を付けてください。 (印がない場合は、その事項について委任されていないことになりますので、注意してください。)	頼むことができる人
<input type="checkbox"/> 高知市役所における下記事項の全てに関する相続手続き	高知市役所における次の相続手続き（✓を付けた項目のみ委任する場合）	左記のお手続きの委任者（頼む方）は、項目②に お名前のある方で、 相続人のみです。 (※相続人についてはおくやみの しおり（以下、「しおり」とい う）53ページをご参照くだ さい。)
<input type="checkbox"/> 所得証明書、納税証明書の取得に関する一切の権限		
<input type="checkbox"/> 固定資産税に関する証明書の取得に関する権限		
<input type="checkbox"/> 固定資産税の名寄帳の写しの取得及び課税に関すること		
<input type="checkbox"/> 介護保険の「郵便物等送付先変更」に関する権限		
<input type="checkbox"/> 介護保険の「保険料の還付金または 高額介護サービス費等給付費の申請」に関する権限		
<input type="checkbox"/> 戸籍（除票）および改製原戸籍の謄（抄）本、 戸籍の附票の取得に関する一切の権限		相続人 + (注1)
<input type="checkbox"/> 住民票（除票）の写しの取得に関する一切の権限		正当な 請求理由のある方

(注1) 他市区町村の戸籍謄本は代理人では取得できませんので、本籍地にご請求ください。詳しくは、しおり11ページをご覧ください。

① お亡くなりになった方の欄

住所	
氏名	生年月日：T・S・H・R 年 月 日
本籍	
お亡くなりになった日	R 年 月 日

② 委任者（頼む方）の欄

※委任事項欄の頼むことのできる人であること。（相続人については、しおり53ページをご参照ください）

お亡くなりになった方からみた続柄（配偶者・子・父母・孫・祖父母・その他（ ））

住所	
氏名	印 生年月日：T・S・H 年 月 日
連絡先電話番号	住所 □①と同じ

私は、次の者を代理人（頼まれて窓口に来る方）と定め、以上の事項を委任します。

③ 代理人の欄

住所	
氏名	住所 □①と同じ □②と同じ

※委任状の代筆について

委任者による記入ができます、代筆する場合は、代理人以外の方が、以下の項目をご記入ください。

代筆の 理 由		住所
代筆者	住所 氏名	印 □①と同じ □②と同じ □③と同じ

【遺品の処分について】

少量であれば、亡くなった方がお住まいであった地域の決められたごみステーションへ、収集日に分別して出してください。

高知市コールセンター Tel088-822-8111 へお問い合わせください。

【詳しいことは】

○分別・収集やステーションについて 環境業務課 Tel088-856-5374

また、遺品が多量の場合は、ご自身で施設に直接お持込いただか、市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に回収を依頼することも可能です。

<施設に直接持ち込む場合（有料）>

事前に各施設にご連絡の上、各施設に持ち込めるものごとに分別して持ち込みください。

●資源物 高知市再生資源処理センター

高知市大津乙1786-1 Tel088-866-5613

持ち込み受付

月～金（祝日は除く）
9:00～11:30
13:00～15:30

※処分手数料
(水銀含有物)
720円/5kg



●可燃ごみ ●可燃粗大ごみ 高知市清掃工場

高知市長浜6459 Tel088-842-1171

持ち込み受付

月～金（祝日は除く）
8:00～11:30
13:00～15:30

※処分手数料
120円/10kg



●不燃ごみ

高知市池2571

Tel088-847-2337

持ち込み受付

月～金（祝日は除く）
9:00～11:30
13:00～15:30

※処分手数料
120円/10kg



●プラスチック製容器包装 菖蒲谷プラスチック減容工場

高知市仁井田3636 Tel088-884-4424

持ち込み受付

月～金
(水曜・祝日は除く)
9:00～11:30
13:00～15:30

※処分手数料
290円/10kg



<回収を依頼する場合（有料）>

遺品回収を依頼する場合は、以下の一般廃棄物収集運搬許可業者を利用してください。

なお、金額については、直接各業者にお問い合わせください。

一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

許可業者名	所在地	電話
(有)高知清光社	高知市南河ノ瀬町 111-1	088-831-7791
(株)高知清掃センター	高知市南ノ丸町 12-8	088-832-2188
(有)高知街清掃	高知市福井町 1683-5	088-823-4055
(有)セイム	高知市神田 1876	088-833-1413
(株)ダイセイ	高知市南川添 9-5	088-884-3811
(有)中央環境企画	高知市池 2351-4	088-847-7701
(株)都市美粧建設	高知市神田 972-1	088-833-8330
(有)西村興業	高知市東城山町 48-2	088-831-8329
(株)春野清掃	高知市春野町弘岡下 82-2	088-894-2417

空き家の適切な管理をお願いします

空き家の所有者・管理者の皆さんへ

適切な管理がされていない空き家は、周辺の生活環境へさまざまな悪影響を及ぼします。
空き家の適切な管理は、所有者や管理者の責任です。



特定空き家等が改善の助言や指導に従わず、勧告を受けた場合、税制優遇措置が受けられずに **固定資産税が大幅に上がる可能性** があります。さらに勧告を受けても改善されない場合、命令を受ける可能性があり、命令に従わなかった場合、**50万円以下の罰金** が科せられます。

お得な制度紹介

空き家を相続した場合の課税所得の特別控除

一定期間内に1億円以下で譲渡した場合に特別控除が受けられます（その他要件あり）



※1 昭和56年5月31日以前のもの

※2 耐震性がある場合は不要

空き家に関する相談窓口

空き家を売る・貸す	(公社)高知県宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会高知県本部	TEL 088-823-2001 TEL 088-822-4669
空き家の相続・財産管理	高知県司法書士会	TEL 088-825-3131
空き家に関する法律相談全般	高知弁護士会(相談予約専用)	TEL 088-822-4867
土地の境界確定・未登記建物の登記	高知県土地家屋調査士会	TEL 088-825-3132
空き家の利活用・改修・解体	(公社)高知県建築士会 (一社)高知県建築士事務所協会	TEL 088-822-0255 TEL 088-825-1231
空き家の害虫駆除	(一社)高知県ペストコントロール協会 (株)大進内	TEL 088-848-2391
空き家に関する相談全般	高知県空き家相談窓口	TEL 088-803-6511
マイホーム借上げ制度(50歳以上)	(一社)移住・住みかえ支援機構(JTI)	TEL 03-5211-0757
庭の草取り・剪定・空き家管理サービス	(公社)高知市シルバー人材センター	TEL 088-882-3839
成年後見人制度の利用	高知市成年後見サポートセンター	TEL 088-856-5539

●●●不安なことは専門家に相談してみましょう●●●
高知市建築指導課 TEL 088-823-9470

MEMO

発 行 高知市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2025 年 11 月

